

2024年10月24日

理事会決定

【基本事項】

本方針は学校法人国際武道大学就業規程第61条、学校法人国際武道大学嘱託就業規程第65条及び学校法人国際武道大学非常勤職員就業規程第54条の規定に基づき、ハラスメント及び性暴力等に関する懲戒処分の量定を決定するに当たっての参考に供するため、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。

【量定判断基準】

- ①非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
 - ②故意又は過失の度合いはどの程度であったか
 - ③非違行為を行った教職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
 - ④他の教職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
 - ⑤過去に非違行為を行っているか
- 等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものとする。

個別の事実の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、以下の①から⑤がある。

- ①非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ②非違行為を行った教職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③非違行為の業務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として、以下の①及び②がある。

- ①教職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ②非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものである。これらについては、標準例に掲げる取り扱いを参考としつつ判断する。

【非違行為に関する標準例】

(1) セクシュアル・ハラスメント

- ①相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な

言動」という。)を繰り返した教職員は、停職又は減給とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該教職員は免職又は停職とする。

②相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った教職員は、減給又は譴責とする

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究上の優位性を背景に、教育、研究又は修学上の不利益や損害を与える言動を行った教職員は、免職、停職、減給又は譴責とする。

(3) パワー・ハラスメント

修学・就労上の地位や人間関係などの優位性を背景に、その適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は修学・就労環境を害する言動を行った教職員は、免職、停職、減給又は譴責とする。

(4) 妊娠、出産及び育児休業等に関するハラスメント

妊娠、出産又は育児休業等の制度の利用等を理由として、不利益を与える又は就業環境を害する言動を行った教職員は、免職、停職、減給又は譴責とする。

(5) その他のハラスメント

(1)～(4)に準じる不適切な言動を行った教職員は、免職、停職、減給又は譴責とする。

(注) (1)～(5)に関する事案について処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。

(6) 性暴力等

①教職員、学生(以下「構成員」という。)が他の構成員及び関係者(学生等の保護者、関係業者等の職務上の関係を有する者をいう。以下同じ。)に性交等(刑法第177条に規定する不同意性交等をいう。以下①において同じ。)をすること又は構成員及び関係者をして性交等をさせること(他の構成員及び関係者から暴行又は脅迫を受けて当該構成員及び関係者に性交等をした場合及び構成員及び関係者の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別な事情がある場合を除く。)をした教職員は、免職又は停職とする。

②構成員及び関係者にわいせつな行為(刑法第176条に規定する不同意わいせつをいう。以下②において同じ。)をすること又は構成員及び関係者をしてわいせつな行為をさせること(①に掲げるものを除く。)をした教職員は、免職又は停職とする。

③構成員が他の構成員及び関係者に対して行う、わいせつ目的での面会要求、児童買春の周旋若しくは勧誘、児童買春等目的の人身売買、性的姿態等の撮影、性的影像記録の提供若しくは保管及び性的姿態等影像の送信若しくは記録をすること(①及び②に掲げるものを除く。)をした教職員は免職又は停職とする。

④構成員及び関係者に次に掲げる行為(構成員及び関係者の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であって構成員及び関係者を著しく羞恥させ、若しくは構成員及び関係者に不安を覚えさせるようなものをする事又は構成員及び関係者をしてそのような行為をさせること(①及び③に掲げるものを除く。)をした教職員は免職又は停職とする。

ア 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)その他の身体の一部を触れること。

イ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

以 上